

議案第42号

公の施設の指定管理者の指定期間の変更について（ゆーぷる）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者の指定期間を変更することについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年3月10日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

記

- 1 指定管理者に管理を行わせている公の施設の名称
南あわじリフレッシュ交流ハウス「ゆーぷる」
- 2 指定管理者である団体
所在地 洲本市海岸通1丁目3番11号
名 称 株式会社かいげつ
代表取締役 齋藤 敦夫
- 3 指定の期間
【変更前】 令和5年4月1日から令和9年3月31日
【変更後】 令和5年4月1日から令和8年3月31日

